

## 議案第 3 1 号

調布市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 2 9 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

### 提案理由

調布南自転車駐車を廃止するとともに、新たな使用区分、使用料の無料時間及び駐車場の位置に応じた月ぎめ使用料を定めるほか、所要の改正及び規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

調布市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成11年調布市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条から第4条までを次のように改める。

（設置）

第1条 自転車等の利用者の駐車の利用及び適切な駐車環境等の整備に資するため、調布市立自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 駐車場の名称及び位置は、別表第1に定めるところによる。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第11号の2に掲げる自転車をいう。
- (2) 原動機付自転車 法第2条第1項第10号に掲げる原動機付自転車をいう。ただし、二輪の原動機付自転車に限る。
- (3) 自動二輪車 法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。ただし、側車付きの自動二輪車を除く。
- (4) 自転車等 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車をいう。
- (5) 1の使用 駐車場に自転車等を入場させ、駐車させた後に退場させる一連の行為をいう。
- (6) 日ぎめ使用 駐車場に自転車等を駐車させることができる時間内にお

ける1日を単位とする1の使用をいう。

(7) 時間ぎめ使用 6時間(6時間未満の場合は、6時間とする。)を単位とする1の使用をいう。

(8) 月ぎめ使用 第5条第1項の規定により駐車場に自転車等を駐車させることの承認を受けた月を単位とする使用をいう。

(駐車場の別に応じた駐車可能車種)

第4条 駐車場の形状、管理形態その他の状況に応じて、駐車させることができる自転車等の別、使用形態の別(日ぎめ使用、時間ぎめ使用又は月ぎめ使用の別をいう。以下同じ。)その他管理上必要な事項は、規則で定める。

第5条に次の1項を加える。

2 前項の規定により駐車場を使用している者が承認された日、時間又は期間を超えて引き続き駐車した場合(以下「超過使用」という。)で第7条第2項に規定する超過使用の使用料を納付したときは、当該納付した超過使用の使用料に相当する使用を承認されたものとみなす。

第7条を次のように改める。

(使用料)

第7条 駐車場の使用料は、日ぎめ使用及び時間ぎめ使用にあつては別表第2に、月ぎめ使用にあつては別表第3に定めるところによる。

2 超過使用の使用料の額は、次の各号に掲げる使用形態の別に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 日ぎめ使用 自転車等の別に応じて日ぎめ使用の使用料の額に超過使用した日ぎめ使用の日数を乗じて得た額(以下「算定超過使用料額」という。)

(2) 時間ぎめ使用 時間ぎめ使用の使用料の額に超過使用した時間ぎめ使用の回数(当該回数の最後の超過使用の時間に6時間未満の端数がある場合又は超過使用した回数が1回の場合でその時間が6時間未満の場合は、これを1回とする。)を乗じて得た額

(3) 月ぎめ使用 算定超過使用料額

3 使用料は、使用の承認を受けたときに納付しなければならない。ただし、

規則で定めるものにあつては、退場のときに納付するものとする。

第 1 1 条中「者」を「者（以下「使用者」という。）」に改める。

第 1 2 条，第 1 3 条各号列記以外の部分及び第 1 5 条中「駐車場を使用する者」を「使用者」に改める。

第 1 6 条中「及び自動二輪車」を削り，「盗難等」を「盗難等に係る損害」に改める。

第 1 7 条中「における」を「の」に改め，「及び自動二輪車」を削り，「この条例に定めるものを除き，駐車対策基本条例」を「調布市自転車等の駐車対策の総合的推進に関する条例（平成 9 年調布市条例第 2 2 号。以下「駐車対策基本条例」という。）」に改める。

別表第 1 中「第 3 条」を「第 2 条」に改め，調布市立調布南自転車駐車場の項を削る。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 7 条関係）

日ぎめ使用及び時間ぎめ使用の場合の使用料

使用区分	車種	額
日ぎめ使用	自転車	円 100
	原動機付自転車	150
	自動二輪車	200
時間ぎめ使用	自転車	100

備考 この表の「時間ぎめ使用」の項の使用料の額は，自転車を駐車させて使用を開始してから規則で定める時間（以下「無料時間」という。）内の使用については，適用しない。ただし，無料時間を超えて連続して使用した場合及び時間ぎめ使用において 6 時間を超えて連続して使用した場合については，時間ぎめ使用の使用料の額を適用する。

別表第 3 備考に次のように加える。

- 3 この表の自転車の項の使用料の額（以下「標準使用料額」という。）は，駐車場から当該駐車場の最寄りの駅までの距離に応じて，規則で定めるところにより標準使用料額に 1 0 0 分の 1 2 0 を乗じて得た額から標準使用料額に 1 0 0 分の 8 0 を乗じて得た額までの範囲内で増減させて定めることができる。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は，規則で定める日から施行する。

### (時間ぎめ使用に係る経過措置)

- 2 この条例による改正後の調布市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による時間ぎめ使用に係る規定については，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の午前零時以後に駐車する自転車（改正後の条例第3条第1号に掲げる自転車をいう。以下同じ。）について適用し，同時刻前から駐車している自転車については，なお従前の例による。

### (月ぎめ使用に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の際，この条例による改正前の調布市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により月ぎめ使用（改正前の条例第2条第5号に掲げる月ぎめ使用をいう。）に係る使用の承認を受け，当該承認の期間の末日が施行日以後であるもの（以下「従前の承認期間」という。）に関する改正後の条例の規定については，従前の承認期間の末日の翌日から適用し，同日前までは，なお従前の例による。

### (その他のものに係る経過措置)

- 4 前2項に規定するもののほか，改正後の条例の規定は，施行日以後の使用に係るものについて適用し，同日前の使用に係るものについては，なお従前の例による。